

令和 6年4月19日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

5月の「もっけん」たより

◎ 定期健康診査の実施について

今年度も木材会館（名古屋市中区）、名古屋港木材会館（飛島村）及び東海木材相互市場（大口町、飛島村）の各会場にて行います。また、健診車による巡回健診もご用意しております。詳細につきましては同封の「定期健康診断の実施についてのお知らせ」をご覧ください。

◎ 被扶養者が就職した場合は扶養家族からの削除の手続きが必要です （新社会人等要注意）

被扶養者の方がご自身で健康保険に加入するようになった場合は、被扶養者から外す手続きが必要になります。健康保険被扶養者異動届のご提出をお願いいたします。

◎ 令和6年10月から短時間労働者の健康保険の適用が更に拡大されます

- ・被保険者の総数が常時51人以上の事業所
- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・月額賃金88,000円以上
- ・2か月を超える雇用の見込みがある
- ・学生ではない

上記に該当する短時間労働者は健康保険の加入が義務となります。

◎ 保険証の廃止について

現在の健康保険証が2024年12月2日に廃止されることを政府が正式に決定しました。これからはマイナンバーカードで受診いただきますようお願い申し上げます。

なお、マイナンバーカードの発行までは約1か月から2か月かかります（名古屋市の場合）。まだ交付されていない方は速やかにお申し込みください。申請はパソコンやスマートフォンからの申請や郵便による申請のほか、まちなかの証明写真機からも申請が可能です。